

妊娠・出産～子育ての 給付の制度

支給対象となる方

社員加入

健康保険に加入している方(協会けんぽ、健康保険組合)
国民健康保険に加入しており、休職開始前24時間、11日以上
働いた月(ない場合は、働いた期間数が80%以上)が
経過して12か月以上ある方

ここを チェック

- 本人および家族の出産に対し、出産育児一時金が支給されます。
- 産前産後休業中は、出産手当金が受け取れます。
- 育児休業中は、最長、子どもが2歳になるまで育児休業給付金を受け取れます。

社員加入

出産育児一時金・家族出産育児一時金

- 出産した本人または家族(健康保険の被扶養者)が対象
- 産まれた子ども1人につき原則42万円(※)支給されます

POINT

● 産前産後休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

● 出産育児一時金と家族出産育児一時金を重複して受給することはできません。

● 出産育児一時金・家族出産育児一時金は非課税です。所得税・住民税、社会保険料、雇用保険料はかかりません。

社員加入

出産手当金

- 産前産後休業を取得している女性従業員が対象
- 産前産後休業中、賞金の支払いがなかった場合、その期間の平均給与(※)の2/3を支給されます。

POINT

● 2022年10月1日より、産前産後休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

● 出産手当金は非課税です。所得税・住民税、社会保険料、雇用保険料はかかりません。



出産育児一時金・家族出産育児一時金

- 出生時育児休業を始めた女性従業員が対象
- 休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

POINT

● 休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

● 出生時育児休業給付金の申請は、2回に分けて休業を取得した場合でも、出産日の8週間経過後にまとめて行います。

社員加入

育児休業給付金

- 育児休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。
- 2022年10月1日より、産前産後休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

POINT

● 2022年10月1日より、産前産後休業期間中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。

● 本人と会社の話し合いにより一時的・臨時的に働いた場合でも、働いた日数が月10日(10日を超える場合は80時間)以下であれば支給されます。

● 働いた日数が基準以下であるが、育児休業中に働いた日数が一定の基準以下(最長4週間の休業の場合、最大10日(10日を超える場合は就業時間数が80時間)以下)であれば、支給されます。



